

産業廃棄物処分業許可証

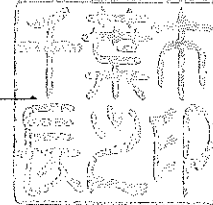
住所 千葉市美浜区浜田二丁目30番

氏名 市原清掃事業 株式会社

代表取締役 市原 秀一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和元年8月3日

許可の有効年月日 令和6年8月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

ア 圧縮施設による中間処理

イ 破砕施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、

(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4品目

イ 破砕に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、(イ) 紙くず、

(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、

(オ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、

(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む） 以上6品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市美浜区浜田二丁目22番 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年8月3日 新規許可

令和元年7月9日 更新許可

令和3年9月30日 変更届出（溶融施設の廃止、保管施設の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
圧縮施設 (廃プラスチック類) (木くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成13年5月2日)	5.28 t/日 69.92 t/日 22.48 t/日 25.2 t/日	1	千葉県美浜区浜田二丁目22番
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類) (木くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず)	保管面積 27m ² 保管容量 54m ³ 保管高さ _____ 保管上限 54m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、木くず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず)	保管面積 22.5m ² 保管容量 51.1m ³ 保管高さ _____ 保管上限 51.1m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (金属くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 13.7m ³ 保管高さ _____ 保管上限 13.7m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ _____ 保管上限 8.1m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、木くず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず)	保管面積 13.5m ² 保管容量 27m ³ 保管高さ _____ 保管上限 27m ³	1	
破碎施設(蛍光ランプに限る) (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスクず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (平成29年9月28日)	4 t/日	1	千葉県中央区浜野町1025番180、1025番179
切断破碎施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成21年10月26日)	4.48 t/日 18.72 t/日 58.72 t/日 12.8 t/日 18.88 t/日 26.72 t/日	1	

破砕施設 (廃プラスチック類) (木くず) (平成21年10月26日)	7.52 t / 日 14.96 t / 日	1
廃棄物保管施設 (処理前) (次の品目は水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光灯) に限る) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.1m ³	1
廃棄物保管施設 (処理前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.88m ² 保管容量 10.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 10.1m ³	1
廃棄物保管施設 (処理前) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.1m ³	2
廃棄物保管施設 (処理前) (廃プラスチック類)	保管面積 6.88m ² 保管容量 10.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 10.1m ³	3
廃棄物保管施設 (処理前) (木くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.1m ³	1
廃棄物保管施設 (処理前) (金属くず)	保管面積 6.88m ² 保管容量 10.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 10.1m ³	2
廃棄物保管施設 (処理前) (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.84m ² 保管容量 8.1m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.1m ³	1

別記2

- (1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。
- (2) 処理施設に係る作業時間は午前8時から午後4時までとすること。